

令和7年度

介護保険料のお知らせ

1・2・3期
普通徴収(口座振替)

10月から
特別徴収(年金天引き)

令和7年度の介護保険料が決定しました

令和7年度の介護保険料年額と令和8年度の仮徴収額をお知らせします。

令和7年度の介護保険料は令和6年中(令和6年1月～12月)の本人の所得や世帯の住民税課税状況に基づき計算します。**必ず通知書の記載内容をご確認ください。**

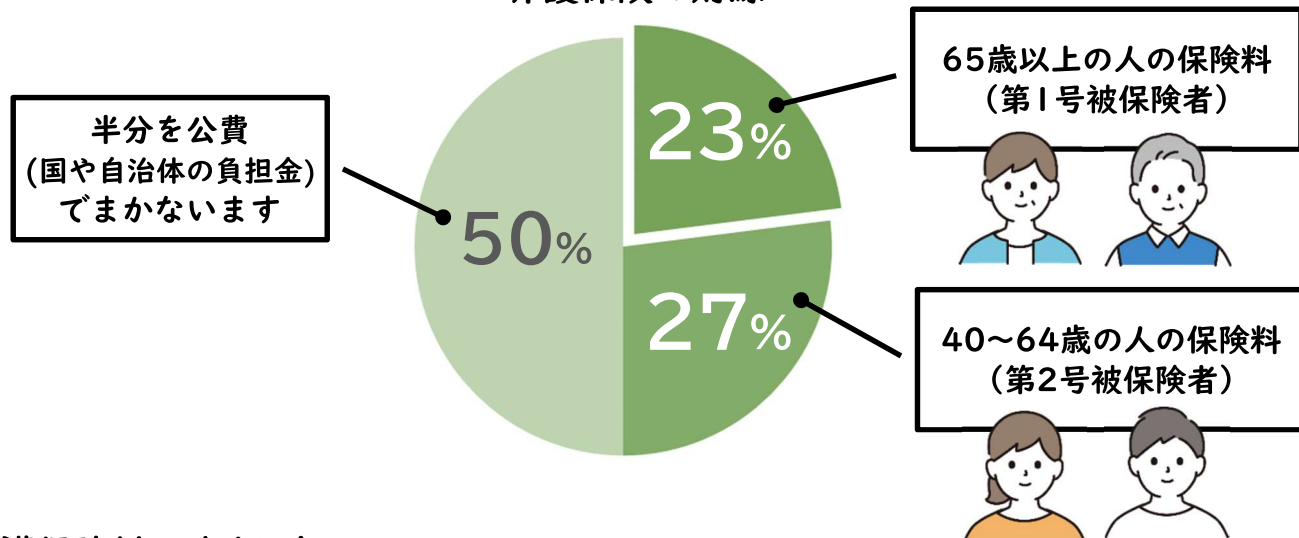
1期から3期の保険料は、納期限日に指定口座から引き落とされます。また、10月から年金天引きにより保険料を納めます(手続き不要)。

保険料の決まり方 ～介護保険事業の大切な財源です～

●介護保険の財源

介護保険の財源は半分が「公費(国や自治体の負担金)」、残り半分は40歳以上の方が納める「保険料」から成り立っています。介護保険を健全に運営していくために、保険料の納付にご理解をお願いします。

< 介護保険の財源 >



●介護保険料の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、市で令和6～8年度の3年間に必要な介護サービスの総費用(推計)から算出された「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況に応じて決定されます。

< 基準額の算出方法 >

令和6～8年度に
市で必要な
介護サービスの
総費用



×

第1号被保険者
の負担割合
23%



23%

=

令和6～8年度の第1号被保険者の延人数



令和6～8年度

基準額
57,000 円(年額)

「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況に応じて保険料(16段階)が決定



年間保険料額		(単位：円)
令和 7 年度に納付する保険料額	57,000円	
特別徴収(年額)	令和7年度の保険料額(年額)	
特別徴収義務者	市役所	
特別徴収対象年金	老齢基礎年金	
口座振替について		
金融機関	●●●●支店	
種目	普通預金	
口座番号	123****	
口座名義人	●●●●●●	
※普通徴収の場合は各納期限に口座振替を行います。		
所得段階を決定する際の基礎となった 所得や世帯の住民税課税状況など		
令和8年度の仮徴収額		

介護保険料の納め方

普通徴収

- 年間の保険料を9回の納期に分けたうちの3回分を口座振替で納めます（100円未満の端数が出た場合は、最初の納期にまとめます）。
 - ※ 市から翌年1月に振替済通知書をお届けします。
 - ※ 支払方法が10月から特別徴収(年金天引き)に切り替わる場合、普通徴収は1～3期までです。4期以降の口座振替は中止されます(手続き不要)。
- 年度の途中で65歳到達または転入した方は、該当月から宗像市の介護保険料がかかります。
- 年度の途中で亡くなったり転出したりした方は、その前月分までの保険料がかかります(月の末日にお亡くなりになった方は当月分までがかかります)。
- 普通徴収による保険料は、世帯主と配偶者が連帯納付義務を負います。

特別徴収

- 年金を月額1万5千円(年額18万円)以上受給している方は、10月以降は特別徴収(年金天引き)により保険料を納めます。年金天引きへの切替えは市が行いますので、手続きの必要はありません。
- 令和8年度の仮徴収額もあわせて通知しています。仮徴収額は改めてお知らせしませんので、翌年まで大切に保管してください。なお、切替え後は、介護保険法の定めにより、本人の希望で納付方法を納付書または口座振替などに変更することはできませんのでご了承ください。

本徴収	年間保険料額から1～3期までの普通徴収分を除いた額を、10月・12月・令和8年2月の3回に分けて納めます。
翌年度の仮徴収	令和8年度の保険料額が決まるまでの間、令和8年2月に年金天引きされた保険料額と同額を仮徴収分として納めます。

【例】10月から年金天引きに切り替わる人の場合(第5段階(年額57,000円)の場合)

令和7年度						令和8年度		
普通徴収(口座振替)			特別徴収(年金天引き)					
1期	2期	3期	10月	12月	2月	4月	6月	8月
6,600円	6,300円	6,300円	12,600円	12,600円	12,600円	12,600円	12,600円	12,600円
			本徴収			仮徴収		
			年金天引き開始			同額を納めます		
年間保険料額 57,000円								

収入の申告をしていない人は

- 遺族年金や障害年金など住民税課税の対象とならない収入のみの人や収入がなかった人については、確定申告等の必要がないため、申告をしていなくても、介護保険料の所得段階は第1段階または第4段階で決定しています。
- 介護保険料の年額が決定した後に、収入が明らかになった場合には、遡って介護保険料を変更し、追加で納めていただくことがありますので、正しい収入の申告をお願いします。

介護保険料を滞納すると？

- 災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、介護サービスを受ける際の自己負担割合(1～3割)が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりする、給付制限措置がとられます。納め忘れのないようにしましょう。



Q

介護サービスを利用しなくても保険料を納めるのですか？
納めた保険料は返してもらえますか？

A

みなさんに納めていただく保険料は、介護保険の大切な財源です。医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づき高齢者を支える社会保険制度です。ご理解をお願いします。

なお、市では介護認定を受けていない人を対象に、一般介護予防事業を実施しています。詳しくはお住まいの各地域包括支援センターにお問い合わせください。

Q

年金天引きをやめて、口座振替や納付書での納付に変更できますか？

A

介護保険法の定めにより、受給している年金が年額18万円(月額1万5千円)以上の人で、日本年金機構等の年金保険者から特別徴収対象者として市町村に通知があった方については、特別徴収(年金天引き)が義務付けられています。

本人の希望で口座振替や納付書などによる納付方法には変更ができませんので、ご了承ください。

Q

日本年金機構等から送付された「年金振込通知書」に記載された介護保険料額と、市から送付された「納入通知書(介護保険料決定通知書)兼特別徴収開始通知書」の保険料額が違うのはなぜですか？

A

日本年金機構等から送付された「年金振込通知書」に記載された介護保険料額は、事務処理の都合上、翌年の4月まで同額であるかのような記載になっていますが、保険料の仮徴収などにより実際は各年金支給月によって天引きされる保険料額が異なる場合があります。

年金支給月ごとに天引きされる保険料額は、「年金振込通知書」ではなく、今回市から送付する「納入通知書(介護保険料決定通知書)兼特別徴収開始通知書」でご確認ください。

Q

特別徴収の対象となる年金を2つ以上受給している場合、どの年金から差し引かれますか？

A

年金の種別による優先順位は、

老齢基礎年金→国民年金→厚生年金→共済年金となります。

(年金種別ごとの優先順位の内訳は、老齢・退職年金→障害年金→遺族年金の順です)

40歳から64歳までの介護保険料は、医療保険料に含まれています

- 40歳から64歳までの介護保険料は、それぞれ加入している医療保険の中で医療保険料と一緒に納めています。保険料額に関しては、各医療保険組合にお問い合わせください。